

# 八幡市子どもの読書活動推進計画 (第四次推進計画)

読書環境の充実をめざして

令和6年4月  
八幡市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 本市第四次推進計画策定の趣旨	2
第2章 本市第三次推進計画の成果と課題	
1 成果	
2 課題	3
3 第四次推進計画策定の基本	
第3章 八幡市の取組み	
1 家庭・地域	
2 学校	
3 保育園・幼稚園・認定こども園	4
4 その他子ども関係施設	
5 市民図書館	

## 資料

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

## はじめに

平成17年3月の「八幡市子どもの読書活動推進計画」策定以来、子どもの健やかな成長に資することを目的に、読書環境の整備等に取り組んでまいりました。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

また、子どもたちの「生きる力」を育成するためには、多様で豊かな体験活動等を取り入れながら意欲や向上心、忍耐力や協調性などの数値では図ることのできない力、いわゆる非認知能力を育むことが重要です。

読書は、文字を読み進めながら情景を頭の中でイメージし映像化したり、登場人物の心情を理解して想像をふくらませることができます。

子どもが本を通して、「楽しい」「なぜだろう」「知りたい」という気持ちを育むことは、学習への意欲や向上心を培い、知識が深まり読解力を高めます。

また、登場人物などの心情を理解することは、人とかかわる様々な場面で大切となる思いやりの心、情操豊かな心を育て、人格形成にもよい影響を与えます。

子どもが成長とともに積み重ねる読書経験が人生を豊かにし、自ら考え、判断し、実践していく、まさに生きる力を身につける重要な役割を果たすこととなります。

近年の急激な社会情勢の変化や情報通信手段の普及・多様化により、子どもたちの生活環境にも大きな変化がありました。

社会が変化する中においてもすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように読書環境の充実をめざして、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」を策定いたします。

令和6年4月

八幡市教育長 川 中 尚

# 第1章 本市第四次推進計画策定の趣旨

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年4月に第四次基本計画、令和5年3月に第五次基本計画が策定されました。

その間、平成17年には「文字・活字文化振興法」が成立し、平成26年6月には学校図書館法が一部改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めることが定められました。また、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定されました。

一方、京都府は、平成16年3月に「京の子ども夢・未来 京都府子どもの読書活動推進計画」を、平成22年1月に第二次推進計画、平成27年1月に第三次推進計画、令和2年3月に第四次推進計画を策定しました。

八幡市は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、図書館・学校・園など子どもに関わる施設が、それぞれの業務の中で展開してきた読書活動をさらに推進するために、統一的・総合的見地から、平成17年3月に「八幡市子どもの読書活動推進計画 読書環境の整備をめざして」を策定しました。そして、平成24年4月に策定した「八幡市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画） 読書の楽しみから生きる喜びへ」では、子どもが自ら本に親しむことができるようにするために、大人へも読書活動の推進に取り組みました。さらに平成30年4月には「八幡市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画） 生活に根付いた読書へ」を策定し、大人も巻き込んだ子どもの読書活動の推進に加えて、専門知識を持って子どもに接することができる人材の育成に取り組みました。

そして、第三次推進計画の成果と課題をもとに、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるような環境整備促進のため、新たに、「八幡市子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画） 読書環境の充実をめざして」を策定します。

## 第2章 本市第三次推進計画の成果と課題

### 1 成果

#### 保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校

絵本の読み聞かせや読書環境の整備、家庭への読書支援が行われ、ボランティアの活用や図書館との連携が行われました。また、小中学校においては、令和2年度にWi-Fi環境の整備や一人一台タブレット端末の導入が行われ、学校生活や学習環境、学校図書館利用に変化があり、主体的に情報を選択し、活用する機会が増えました。

#### 市民図書館

子どもの読書活動推進計画の中核をなす施設として、新型コロナウイルス感染拡大防止による休館や閲覧席の削減などを行いながら運営しました。令和2年12月25日には、八幡市民図書館は開館40周年となりました。同年、図書館のホームページに「子育てを楽しむページ」を開設し、年齢層に応じた本の紹介や、毎月の新刊案内を掲載しました。

また、保育園・幼稚園・認定こども園や、小中学校、その他子ども関係施設と連携し、「赤ちゃんと絵本」についての講座開催や、図書館見学、職場体験、自動車文庫の臨時配車などを行い、子どもと読書をつなぐ機会を作ることができました。

## 2 課 題

乳幼児期から継続して子どもが読書に楽しみや親しみを持つことができるようにするためには、保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校、その他子ども関係施設、市民図書館において、大人も巻き込んだ読書環境の整備とともに、子どもたちが今求めている読書に対応できるよう連携し、組織的に取り組むことが必要です。そして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、おはなし会や行事、講座などが中止となったことから、今後は、対面での読書体験や、デジタル社会に対応した読書環境をどのように提供するかが課題となっています。

市民図書館においては、利用者の減少及び児童・青少年専任司書の育成が課題となっています。

小中学校においては、子どもたちの自らの力となってくれる本との出会いづくりや、読書環境の整備を継続させていくことも重要です。

## 3 第四次推進計画策定の基本

第三次推進計画での成果と課題をふまえ、以下の4項目を基本に策定します。

- ① 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定します。
- ② 国及び府が策定した第五次基本計画及び第四次推進計画を参考とします。
- ③ 新たな施策に限らず、これまで各部署で行われてきた事業について見直し、継続、充実を行います。
- ④ 推進年度は令和6年度からおおむね5年間とします。

## 第3章 八幡市の取り組み

### 1 家庭・地域

子どもが育つ場としては、家庭や地域が主な場所になります。そして、身近な大人が読書する姿を通して、その身近な大人と安心した読書の時間を持つことで、子どもの生活に読書が根付いていきます。これをふまえて、乳幼児期から家庭・地域において読書に親しむことができるよう、関係施設がバックアップし、読書環境の整備に努めます。

### 2 学 校

学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を育むことが求められています。学校図書館は、児童生徒の学習及び生活、社会に対する興味意欲の促進や、自己探求に通じる読書活動の支援に取り組みます。また、各校における読書活動計画に基づき、司書教諭と学校図書館司書を中心としたすべての教職員が、児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成、学校図書館活動サービスの充実に取り組みます。

- ① 令和5年度に更新したシステムを活用し、学校図書館網の整備を継続、学校間、市民図書館との協力体制の充実・発展に努めます。
- ② 各校への学校図書館司書配置を継続し、蔵書の充実や利用活性化、開館時間、開館日数等、学校図書館の充実を図ります。
- ③ 司書教諭・学校図書館司書の一層の資質向上を図るため、研修・講座の充実に努めます。
- ④ 校内での読書時間の確保、計画的な読書活動を実施し、児童生徒の読書の促進及び学校図書館の利用促進・連携を図ります。
- ⑤ 児童生徒に対する読み聞かせや学校図書館運営に際して、保護者・地域・団体等のボランティアとの連携・協力を図ります。

### 3 保育園・幼稚園・認定こども園

保育園・幼稚園・認定こども園は、乳幼児の読書活動を促したり、支援する上で重要な役割を果たすことから、保育士・教諭・保育教諭はもとより、保護者・ボランティア・小中学生による絵本の読み聞かせや、絵本のコーナーの充実を継続して行います。また、乳幼児の家庭における読書活動の啓発に努めます。

### 4 その他子ども関係施設

母子保健事業の展開に際して、「赤ちゃんと絵本」や「子どもと読書」についての講座・研修の場の設定に努めます。また、放課後児童健全育成事業では、読書環境の整備、家庭への啓発に努めます。

### 5 市民図書館

子どもの読書環境の整備・推進について、もっとも重要で中核的役割を果たす機能と施設である市民図書館は、専門職員を中心とした図書館での取組みにとどまらず、園・学校をはじめ、子ども関係施設、さらに家庭や地域への協力・支援を図ります。

#### ① 主体的な読書環境の整備

- ア 多様な子どもたちが自らの意思で多くの情報に接することができ、自らの興味関心の幅を広げ、自分と対話し、生きる力や夢を掴む力を育めるよう、また、「次代を担う子どもへの思い」が伝わるような児童資料の充実を図ります。
- イ 乳幼児期から、保護者や身近な大人と共に絵本や読書に親しみ、楽しむことで、乳幼児期の言語及び心身の発育への支援を行います。
- ウ 地理条件で読書環境が十分でない子どもたちのために、自動車文庫業務の展開を推進するとともに、図書館ホームページの充実や電子書籍についての情報収集、他の子ども関係施設の協力を得ながらの読書環境の充実に努めます。

エ 保育士・教諭など子どもと関わる事業の関係者だけでなく、保護者や身近な大人に対して「子どもと読書」への理解と家庭・地域での推進意義を広く伝えるために、館内での読書相談（アドバイスやコーディネート）の実施、館外での講座・勉強会を積極的に開設します。

オ 子どもはもとより、保護者や関係機関・団体にも親しみやすく信頼のおける職員であるために、児童・青少年専任司書の育成と資質向上を図ります。

## ② 関係施設との連携による読書環境の整備

ア 学校及び学校図書館・園の主体性を基に、公共図書館として協力・支援することで、読書活動及び読書環境の充実を図ります。

イ 子育て支援センター事業や、マタニティスクール、乳幼児健診において「絵本の読み聞かせ」や「子どもと読書」についての講座を開催し、学齢期までの子どもと保護者へ、本の楽しさや読書の大切さを伝え、啓発していくことに努めます。

ウ その他子ども関係施設や、地域の主体性を基にした団体貸出や、講座・研修会の開催を図ります。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

## (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。



- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は4月23日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。